

商標権および商品化権に関する管理・運用規程

施行日：平成 31 年 3 月 20 日

第 1 章 総則

第 1 条 【目的】

(1) 本規程は一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）、およびVリーグ機構に所属するチーム（参加内定チームを含む。以下、「チーム」という）を運営する組織として社員資格を有する団体（以下、「母体団体」という）の、次の権利に関する事項を定める。

①マーク等に関する商標権

②マーク等、またはチームに所属する選手およびスタッフ（以下、「登録構成員」という）の肖像等を使用した製品の商品化権

(2) 登録構成員の肖像権に関する事項は、「登録構成員の肖像権等に関する管理・運用規程」に定める。

第 2 条 【基本原則】

Vリーグ機構およびチームは、前条に定める権利が固有の権利であることを尊重し、この固有の権利が外部から侵害されることを防ぎ、全体の権利と義務の調整を行うとともに、チームおよび登録構成員の協力を得て、使用可能な権利を活用し、Vリーグ機構の目的の達成ならびにバレーボール界全体の発展に寄与する。

第 3 条 【定義】

(1) マーク等

Vリーグ機構またはチームの名称、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標その他Vリーグ機構またはチームを表示するものの総称

(2) 商品化権

マークや肖像等を使用して商品を製造・販売する権利

(3) ケース i：Vリーグ機構

Vリーグ機構のマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

(4) ケース ii：Vリーグ機構+チーム

Vリーグ機構およびVリーグ機構に所属する単一または複数のチームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

(5) ケース iii：単一チーム

Vリーグ機構に所属する単一のチームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

(6) ケース iv：複数チーム

Vリーグ機構に所属する複数のチームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

第 4 条 【権利の帰属】

(1) VリーグロゴマークおよびVリーグのマーク等に関する商標権および商品化権はVリーグ機構が所有し、管理・運用を行う。

- (2) チームのマーク等に関する商標権および商品化権は母体団体が所有し、管理・運用を行う。ただし、Vリーグ機構は主催する大会やその他の活動において、チームのマーク等
を無償で使用する事ができる。
- (3) Vリーグ機構および母体団体は、各々のマーク等を自己の費用負担と責任において作成、
登録の上で管理・運用を行う。

第5条 【商品化権の運用基準】

前条に関わらず、マーク等の商品化権の運用は、次のとおりとする。

- ①「ケース i : Vリーグ機構」、「ケース ii : Vリーグ機構+チーム」は、Vリーグ機構が管理・
運用を行う。ただし、Vリーグ機構が商品化権を第三者に許諾する場合、許諾を受けた
第三者は、商品化に先立ち商品ごとにその素材や形状等についてVリーグ機構の承諾を
得なくてはならず、チームに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする。
- ②「ケース iii : 1チーム」は、当該母体団体が管理・運用を行う。
- ③「ケース iii : 複数チーム」は、当該母体団体間の契約内容に則り、管理・運用を行う。

第6条 【商品化料】

- (1) 前条1項1号の商品化料は次のとおりとする。ただし、登録構成員の肖像等を使用する
場合は、「登録構成員の肖像権等に関する管理・運用規程」に定める肖像使用料を別途必
要とする。
 - ①有償の場合：販売価格の5%×製作個数(1アイテムあたり/消費税別)
 - ②無償の場合：製作価格の10%×製作個数(同上)
- (2) 前条1項2号および第3号の商品化料は、母体団体と許諾を受けた第三者との契約内容
に則る。

第7条 【その他】

- (1) 本規程の適用に関する判断が困難な場合は、個別の案件ごとに常務会でその判断を行う。
- (2) 本規程に定めのない事項については、Vリーグ機構、母体団体および登録構成員が誠意
をもって協議し、円満な解決を図る。
- (3) 本規程に定める場合であっても、Vリーグ機構、母体団体、チームならびに登録構成員
に不利益をもたらす、またはその発展に寄与しないと判断される場合は、Vリーグ機構
はその判断により、商品化権の行使を拒否することができる。

附 則

本規程は、平成31年3月20日より施行する。

(平成31年3月20日・第14期第6回Vリーグ機構理事会)

<改定履歴>

平成31年3月20日 平成31年3月20日の理事会にて、規程類の整理に伴いVリーグ機構
規約第2節を切り出し規程化した。また、登録構成員の肖像使用(第
6条第1項)およびVリーグ機構による拒否(第7条第3項)に関す
る事項を追加した。